PCB廃棄物の処分期限が迫っています。 早く処分を進めてください!

電気・照明機器にPCBが含まれていたら、県まで連絡をお願いします。

※PCBは「ポリ塩化ビフェニル」の略です。



コンデンサ



トランス(変圧器)

【確認の仕方】

○電気機器の変圧器やコンデンサ を使用している場合は、会社の電 気主任技術者または東北電気保安 協会(電気主任技術者業務を東北 電気保安協会に委託している場合 に限る。TEL019-631-2552) に相 談してください。

通電中は感電の恐れがあり危険です。銘板は、必ず電気保安技術者が確認してください。



蛍光灯(業務用)の安定器

業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、 建物を建築した時期が昭和52年3月以前のもの

【確認の仕方】

○安定器は、昭和52年3月まで に建築・改修された建物や屋外の 照明器具(蛍光灯、水銀灯、低圧 ナトリウム灯など)に使用されて いる可能性があります。照明機器 のメンテナンスをお願いしてい る電気店に相談等してください。

※PCBが含有する安定器か自分で確認する場合

安定器に貼付された銘板に記載さているメーカー、型式・種別、性能 (力率)、製造年月等の 情報から判別することができますので、詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明 工業会のホームページを参照してください。(http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm)

PCBは電気機器等の絶縁油として広く使われてきましたが、有害であることが 判明したため、昭和47年以降、製造や新たな使用は禁止されました。



急いで確認し、県まで 連絡してください!







処分しないと罰則! 処分できなくなる!

詳しくは裏面をご確認ください。

1 岩手県内のPCB廃棄物の処分先と処分期限について

- ・PCB 廃棄物は定められた期限を過ぎると処分することができなくなります。
- ・国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、定められた期限までに 処分をしないと罰則の対象となります。

	高濃度PCB廃棄物	低濃度PCB廃棄物	
	※PCB 濃度が 0.5%(=5000ppm)を超えるもの	※PCB 濃度が 0.5% (=5,000ppm) 以下のもの、	
		可燃性 PCB 汚染物は 10% (=100,000ppm) 以下のもの	
処理先	〇中間貯蔵・環境安全事業株式会社	〇無害化処理認定施設等	
	北海道事業所(JESCO)	検索 環境省 低濃度PCB	
	電話 03-5765-1197	4	
期限	〇変圧器・コンデンサ等	_	
	令和4年3月31日まで	○全て	
	〇安定器及び汚染物等	令和9年3月31日まで	
	令和5年3月31日まで		
料 金	上記JESCOにご確認ください。	上記検索から処理業者にご確認ください。	

※収集運搬委託先は(一社) 岩手県産業資源循環協会(1019 - 625 - 2201) にご相談下さい。

2 処理費用の融資制度や費用削減制度について

(1) 日本政策金融公庫による融資制度

「環境・エネルギー対策資金 (PCB廃棄物処分関連)」の融資対象となります。 詳しくは日本政策金融公庫盛岡支店 (12019 - 623 - 6125) にお問い合わせください。

(2) 中小企業者等に向けた割引制度

高濃度PCB廃棄物を処理(収集運搬等(漏洩防止措置含む。)及び処分)する場合は、以下により費用の助成措置があります。

対象者	変更前(処分のみ)	変更後(<u>収集運搬等及び処分</u>)
<u>中小企業者</u>	700/ FH. F	70%助成
【コロナ影響事業者】	70%助成	【90%助成】
個人・破産者	O ™ 0/ ⊞. }	95%助成
【コロナ影響者】	95%助成	【99%助成】

- (※1) 令和2年9月4日から**収集運搬等費用も助成対象**(上限有)となりました。
- (※2) <u>新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者</u>(令和2年2月以降の任意の1月の売り上げが前年 同月比で30%以上減少した者をいう。「コロナ影響(事業)者」という。)が<u>令和2年2月1日から令</u> 和3年3月末までに高濃度PCB廃棄物を処理する(又はした)場合は、助成率が上記のとおり変更

されますので、コロナ影響(事業)者は令和3年3月末までの処理をご検討ください。

○事前申請及び手続きに時間が必要な場合もあることから、まずはJESCO

(正03 - 5765 - 1935) にお問い合わせください。

検索**人** JESCO 中小

【お問い合わせは、県庁資源循環推進課またはお近くの振興局PCB担当まで】 県庁資源循環推進課 電話 019-629-5366 FAX 019-629-5369

一部事業者に電子マニフェストの 使用が義務化されています!

平成29年度の廃棄物処理法の改正により、**令和2年から** 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニ フェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、**電子マ ニフェストの使用**が義務付けられています!

どんな事業者が対象なの?

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産 業廃棄物の発生量50トン以上の事業者が対象です! (PCB廃棄物は50) トンの中に含めません。)

そもそも電子マニフェストって何?

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、 収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センター※を介したネット

ワークでやり取りする仕組みです。



※電子マニフェスト制度の詳細 及び導入方法などについては情 報処理センターに直接お問い合 わせください。

(0800-800-9023)

左図は(公財)日本産業廃棄物処 理振興センターのHPから引用

電子マニフェストの仕組み

運搬・処分終了の通知

●報告期限切れ情報の通知

フェスト情報の保存・管理

廃棄物処理法第13条の2に基づき 環境大臣が全国で1つ指定

情報処理センター

(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)



電子マニフェストのメリットは?

- ・パソコンのほか、スマホでも情報入力が可能
- ・紙伝票の保管が不要 (5年間システムの記録を確認可能)
- ・法定記載事項の記載(入力)漏れがない
- ・毎年のマニフェスト交付等状況報告書は提出不要

どんな注意事項があるの?

【電子マニフェストの登録が困難な場合】 下記に該当する場合には、紙マニフェストの 使用が例外として認められます。

- ・通信障害や電力障害により、物理的に 電子マニフェストが使えない場合
- ・電子マニフェストを使える業者に 委託できない場合など
- ・常勤職員が全員65歳以上でかつ、インターネットに 接続されていない場合

【その他法改正項目(平成30年4月1日から)】

- ・マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化
 - ※現行:6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金 →改正後:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

電子マニフェストの研修会はあるの?

例年、電子マニフェスト関連研修会は (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが全国各地で 開催しています。 検索 電子マニフェスト 研修会

また、岩手県では毎年電子マニフェストの導入実務研修会を (一社) 岩手県産業資源循環協会(019-625-2201) に委託し 開催しています。

○ 今年度は新型コロナウイルス蔓延防止の観点から、変更となっ ている場合がありますので、詳しくは(一社)岩手県産業資源循 環協会にお問い合わせください。

【その他、廃棄物処理法改正に関するお問い合わせは、 お近くの広域振興局保健福祉環境部若しくは県庁環境生活部資源循環推進課まで】 岩手県環境生活部資源循環推進課 Tel: 019-629-5366



【岩手県からのお知らせ】

太陽光発電設備の適正な処理について

- ★ 太陽光発電設備を処理委託する際の注意点をお知らせします。
- ・委託する産業廃棄物処理業者の許可品目に「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「廃プラスチック類」が含まれていることを確認すること。
- ・鉛等有害物質の含有の有無を伝え、委託契約書や産業廃棄物管理票に「使用 済太陽電池モジュール」であることを明記すること。
 - ※ 有害物質の含有の有無については、メーカーに確認するか、一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)の HP を参考にしてください。
- ・太陽電池モジュールは「電気機械器具」に該当するため、埋立処分する場合 は管理型最終処分場に処理委託すること。

太陽光発電設備を撤去等する際の注意点

- ★太陽電池モジュールは大部分がガラスで構成され、モジュールが破損していても光があたれば発電します。
- ★ 破損した太陽光発電設備の撤去、保管及び運搬を行う際の 4つのポイントをお知らせします。

出典: 平成 28 年熊本地震により被災した太陽光発電設備の保管等について (平成 28 年5月 16 日付け環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡)

Point① 感電の防止

★ 太陽電池モジュールは光が当たると発電します。また、太陽光発電設備のパワーコンディショナーや、太陽電池モジュールと電線との接続部は、水没・浸水している時に接近又は接触すると感電する恐れがあることから、感電を防止するよう十分に注意する必要があります。

【感電を防止するための留意点】

- ・太陽電池モジュールの表面を下にするか、表面を段ボール、ブルーシート、 遮光用シート等で覆い、発電しないようにすること。
- ・複数の太陽電池モジュールがケーブルで繋がっている場合、ケーブルのコ

ネクタを抜き、ビニールテープなどを巻くこと。その際、乾いた軍手、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用すること。

- ・モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽電池発電設備のケーブルが切れている等、感電の可能性がある場合は、不用意に近づかず、電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受けること。
- ・降雨・降雪時には極力作業を行わない等の対策によりリスクを低減させる ことが望ましい。

Point② 破損等による怪我の防止

★ 太陽光モジュールは大部分がガラスで構成されており、破損による怪我を防止するよう十分に注意する必要があります。

【怪我を防止するための留意点】

・ 破損に備えて保護帽、厚手の手袋(革製等)、保護メガネ、作業着等を着 用する等によりリスクを低減させることが望ましい。

Point③ 水濡れ防止

★ ガラスが破損した太陽電池モジュールは雨水などの水濡れによって含有物質が流出する恐れや感電の危険性が高まる恐れがあります。

【水濡れ防止のための留意点】

- 保管の際は、ブルーシートで覆う等の水濡れ防止策をとることが望ましい。
- ・運搬の際は、荷台をブルーシートで覆う、屋根付きトラックによる運送等の水濡れ防止策をとることが望ましい。

Point④ 立入の防止

- ・保管の際は、太陽電池モジュールによる感電、怪我を防止するため、みだりに人が触るのを防ぐための囲いを設け、貼り紙等で注意を促すことが望ましい。
- ★ 太陽光発電設備の撤去・運搬・処分に関する留意事項の詳細は、環境省が作成した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」をご確認ください。

環境省ホームページ URL http://www.env.go.jp/press/102330.html

【お問い合わせ先】 岩手県環境生活部資源循環推進課 〈TEL〉 019-629-5366 又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター まで

石綿含有建材は必ず現場分別を!!

石綿は、鉄骨の耐火被覆、浴室・厨房、トイレの天井・壁、 屋根、耐火間仕切り、天井・壁の内装材(防耐火材料として)、外装材(耐候用として)、床タイルなどに含まれてい ることがあります。

がれき類や混廃に混ぜないで!!

【適正処理の3原則】

- ① 事前調査
 - ・解体工事を行う場合は、石綿含有建材の使用の有無について<mark>事前に</mark> 調査を行ってください。
- ② 分別解体・適正保管
 - ・石綿含有建材がある場合は、<mark>飛散しないよう手ばらしで分別・解体</mark>を行い、処分されるまでの間、他の廃棄物と区別して、梱包により <mark>飛散防止を図る</mark>等、適正に保管してください。
 - ・解体開始後に、石綿含有建材かどうか不明な物が発生した場合は、 必要な調査を行ってください。
- ③ 適正な委託処理
 - ・収集運搬、処分をする場合は、<mark>他の廃棄物に混入しないように</mark>して ください。

飛散性アスベスト (廃石綿等) の処理

- ① 特別管理産業廃棄物 (廃石綿等) として処理委託すること
- ②埋立処分を行う際には、固形化、 安定化等を行い、耐水性の材料 で2重に梱包すること
- ③溶融施設、無害化処理施設、管理型最終処分場のいずれかに処理委託すること
- ④ 現場に特別管理産業廃棄物管 理責任者を置くこと

非飛散性アスベスト (石綿含有産業廃棄物) の処理

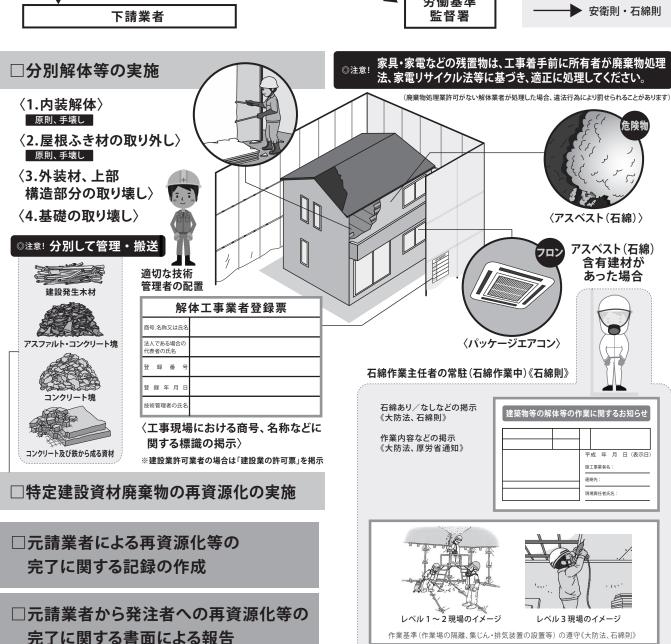
- ①「石綿含有産業廃棄物」として、 処理委託し、契約書、マニフェ スト等に明記すること
- ② 破砕、切断は原則行わないこと
- ③ 溶融施設、無害化処理施設、最終処分場のいずれかに処理委託すること(破砕施設では処理できません)

【お問い合わせ先】

岩手県環境生活部資源循環推進課 〈TEL〉 019-629-5366 又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター まで

建物の解体工事に必要な主な手続き

[〔各法令に違反した場合、罰せられることがあります。〕 工事の届出 (着手の7日前まで) 発注者 建設部局 元請業者から 有無の説明 含有建材の の 有 第 ロ の有無の説明第一種特定製品 特定粉じん排出等 建物除却属 作業実施届(開始14日前まで) 元請業者 環境部局 | 告知 | 書名への ▶ 建設リサイクル法 特定元方事業者 事業開始報告 フロン法 アスベスト(石綿 大防法 工事の計画書 建築基準法 (開始14日前まで等) 労働基準 安衛則・石綿則 下請業者 監督署



各法令の 正式名称

工事

着手

前

I

事

中

I

事完了

後

○建設リサイクル法:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

○石綿則 : 石綿障害予防規則

│ ○大防法 :大気汚染防止法

○フロン法 : フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

〇安衛則 : 労働安全衛生規則

産業廃棄物処理業者格付け・保証金制度について

格付け制度とは・・・

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適 正処理、環境への先進的な取組等を行っている優 良な業者を、県が指定した岩手県産業廃棄物処理 業者育成センターが3段階のランクで認定(格付 け)し県民に公表する制度です。

〈対象者〉

岩手県内での業務実績が原則として1年以上ある者 〈認定基準〉

評価表のマネジメント機能及び、施設・設備機能の 必須項目を全て満たしていること

評価表の評価項目の※総合評価点数が40点以上 であること

〈※総合評価点数の算出方法〉

①収集運搬(積替保管なし)

マネジメント機能の評価項目の合計点数×0.8+施設・設 備機能の評価項目の合計点数=総合評価点数

②収集運搬(積替保管)、中間処理及び最終処分

マネジメント機能の評価項目の合計点数×0.6+施設・設 備機能の評価項目の合計点数=総合評価点数

〈格付け区分〉

****	総合評価点数が80点以上で育成センターに保証金を預託し環境省による制度に対応する項目を全て満たしていること
**	総合評価点数が60点以上で★★★の 基準に満たないこと
*	総合評価点数が40点以上で60点未満であること

〈認定申請料:消費稅込〉

1227 - 1 2011 1102 41101-21			
収集運搬	4万円		
収集運搬(積替保管)、中間処理、 最終処分のいずれか	6-m		
収集運搬又は収集運搬(積替保管) + 中間処理又は最終処分	6万円		
収集運搬又は収集運搬(積替保管) + 中間処理 + 最終処分	8万円		
中間処理 + 最終処分	0,3,3		

〈認定の有効期間〉

認定の日から2年後の認定日まで。ただし前回★ ★★又は★★の認定を受けた者で、今回★★★ の 認定を受けた者については認定の日から3年後の 認定日まで。

格付け認定されると…

企業体質の見直しと強化ができるとともに、社 会的信頼性の向上が期待されます。また、排出事 業者が優良な処理業者を選ぶための有効な情報 となります。

○格付け事業者の率先活用方針(県による支援)

岩手県が排出する産業廃棄物(下水道汚泥、工 業用水道汚泥、県立病院の医療系廃棄物等)の処 理(収集運搬、処分等)は、原則として格付け事業 者に委託することとしております。

保証金制度とは・・・

産業廃棄物処理業者が不慮の事故等に備えて、 あらかじめ一定の保証金を育成センターに預託す る制度です。

〈対象者〉

岩手県知事又は盛岡市長の産業廃棄物処理業の 許可取得者(格付け認定を受けている者若しくは 受ける予定の者)

〈保証金(預かり金)〉

一者につき100万円、ただし、(一社)岩手県産業資 源循環協会会員は50万円

〈預託方法〉

保証金預託承諾書の交付を受けた日から1週間以 内に育成センターの指定する口座に納めていただ

保証金預託すると…

事故などにより緊急に産業廃棄物の撤去等が 必要な場合には、育成センターから保証金の返還 をうけて措置を講ずることができ、委託された産 業廃棄物の処理がより確実に行われることを排出 事業者にアピールすることができます。

◎格付け制度において、評価表の評価項目として 10点加点されます。

格付け申請スケジュール

●受付期間

毎年4月~5月 毎年6月下旬

●格付け認定

格付け区分(★★★・★★・★)と、保証金預託者を 育成センターホームページ等で公表します。

ームページで紹介します。 また、県や盛岡市ホームページの産業廃棄物処理業者名簿に掲

載する等、県民、関係機関・団体等に広くPRしております。

格付け、保証金制度は、岩手県知事が(一社)岩手県産業資源循環協会を「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」として指定

岩手県産業廃棄物処理業者 育成センタ-

(一般社団法人岩手県産業資源循環協会)

TEL 019-625-2203 FAX 019-624-1920



廃プラスチック類の適正処理も 排出事業者の責任です

外国政府による使用済プラスチック等の輸入 禁止措置によって、国内で処理される廃プラ スチック類の量が増大しています。

~排出事業者の責務~

- ① 分別の徹底を
 - ・分別を徹底することで、処理業者による廃プラスチック類 の処理が円滑に進みます。
- ② 適正な対価の支払いを
 - ・適正処理には適正な対価がかかります。(※1)
- ③ 処理状況の確認を
 - ・処理を委託して終わりではなく、1年に1回以上、処理の 状況を実地で確認しましょう。(※2)
 - ・管理票(マニフェスト)を活用し、処理の状況を確認しましょう。(※3)
 - ⇒処理が行われていないなど、不適正な処理を把握した場合には、排出事業者として適切な措置を講じる必要があります。
 - ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、以下「法」という。)第 19 条の 6 ※2 法第 12 条第 7 項、循環型地域社会の形成に関する条例(平成 14 年岩手県条例第 73 号)第 22 条、循環型 地域社会の形成に関する条例施行規則(平成 15 年岩手県規則第 22 号)第 15 条 ※3 法第 12 条の 3 第 8 項

【お問い合わせ先】

岩手県環境生活部資源循環推進課 〈TEL〉 019-629-5366 又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター まで